

- 〔問 2〕 労災保険法の適用に関する次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。
- ア 共同企業体によって行われる建設事業において、その全構成員が各々資金、人員、機械等を拠出して、共同計算により工事を施工する共同施工方式がとられている場合、保険関係は、共同企業体が行う事業の全体を一の事業とし、その代表者を事業主として成立する。

イ ある事業に雇用される労働者が、その雇用関係を存続したまま、他の事業の業務に従事する、いわゆる出向の場合における当該労働者に係る保険関係が出向元事業と出向先事業とのいずれにあるかは、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行った契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、決定する。

ウ 日本に本社を有する企業であれば、その海外支店に直接採用された者についても、所轄都道府県労働局長に特別加入の申請をして承認を受けることによって、労災保険法が適用される。

エ 2以上の労災保険適用事業に使用される労働者は、それぞれの事業における労働時間数に関係なくそれぞれの事業において、労災保険法の適用がある。

オ 労災保険は、労働者の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度であるが、業務の実態、災害の発生状況等に照らし、実質的に労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し、労災保険の適用を及ぼそうとする趣旨から、中小事業主等に特別加入の制度を設けている。
- A 一つ

B 二つ

C 三つ

D 四つ

E 五つ

第46回(平成26年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準 本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。 ① 選択式試験は、総得点26点以上かつ各科目3点以上（ただし、雇用保険法及び健康保険法は2点以上）である者 ② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上である者（ただし、労働及び社会保険に関する一般常識は3点以上）である者 ※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。															
(2) 配点 ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。 ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。															

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	⑬	⑫	⑳	⑥	②	E	A	B	E	D	C	E	E	D	D